

○名古屋大学情報連携統括本部学認サービス利用内規

(平成 31 年 4 月 24 日 内規)

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学情報連携統括本部情報基盤サービス利用内規（平成 22 年 6 月 24 日情報連携統括本部会議制定。以下「情報基盤サービス利用内規」という。）第 2 条に基づく名古屋大学情報連携統括本部（以下「統括本部」という。）が提供する学術認証フェデレーションとの認証連携を通して利用可能なサービスの利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この内規において「学認サービス」とは、全国の大学等と国立情報学研究所が連携し、構築・運用を行っている学術認証フェデレーションとの認証連携を通して利用可能なサービスをいう。この場合において、名古屋大学は、全国の大学等と同じくアイデンティティプロバイダとなり、一般企業を含むサービスプロバイダからの認証要求に応じて、名古屋大学 ID 及びパスワードを利用した名古屋大学構成員であることを保証する認証及び認可に必要とされる最小限の構成員に関する情報（学生、教職員等）の提示処理を行う。

(利用できるサービス)

第 3 条 学認サービスで認証連携を通して利用できるサービス（以下「連携サービス」という。）は、統括本部が決定する。

2 名古屋大学の学生及び教職員は、利用を希望するサービスが連携サービスに含まれていない場合、統括本部に利用の申請をすることができる。

3 統括本部長は、前項の申請を適当と認めたときは、これを承認する。

4 統括本部長は、既に利用されている連携サービスについて、不適当と認める事案が発生した場合、当該連携サービスの利用を一定期間制限し、又は停止することができる。

(利用の資格)

第 4 条 学認サービスを利用できる者は、情報基盤サービス利用内規第 3 条各号に規定する者とする。

(利用の開始)

第 5 条 学認サービスの利用の開始は、当該サービスの利用を希望する者が当該サービスに WEB ブラウザを用いてアクセスし、名古屋大学 ID 及びパスワードを入力した時点とする。

2 前項の利用開始の時点をもって、この内規に同意したものとみなす。

(利用者の責務)

第 6 条 前条により学認サービスの利用を開始した者（以下「利用者」という。）は、学認サービスの利用に当たり、この内規のほか、名古屋大学情報セキュリティポリシー（平成 14 年 3 月 19 日評議会決定）、名古屋大学情報セキュリティガイドライン

(平成 15 年 5 月 27 日評議会決定) 及び情報基盤サービス利用内規を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、連携サービスの利用に当たり、連携サービス提供者が提示する利用規約等を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、連携サービスの利用に当たり、ハッキング等の当該サービス及び他の利用者に害を及ぼすような行為を行ってはならない。
- 4 利用者は、連携サービスの利用開始時に、本人の責任において、サービスプロバイダが認可のために要求する利用者情報の提供の可否を判断しなければならない。

(利用の条件等)

第 7 条 利用者が学認サービスを利用できる条件は、次のとおりとする。

- 一 学認サービスの改善及び不正利用の追跡調査を目的として、統括本部が利用者の利用状況をログとして収集することに同意すること。
 - 二 学認サービスに使用するサーバ機器の故障等に伴うサービスの停止に関して、統括本部が責任を負わないことに同意すること。
 - 三 学認サービスのシステムの更新及びセキュリティ対策に伴い、当該サービスの内容が変更される場合には、これに応ずること。
 - 四 統括本部の決定に基づき学認サービスによるサービスを終了する場合は、これに応ずること。
 - 五 学認サービスに使用するサーバ機器の保守のため、当該サービス利用の停止を依頼した場合は、これに応ずること。
 - 六 連携サービスの利用は、利用者の責任において行うこと。
- 2 統括本部に所属する職員による学認サービスに関する事項への対応は、原則として、名古屋大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年度規程第 50 号）第 3 条に規定する職員の正規の勤務時間内に行うものとする。

(利用の制限等)

第 8 条 利用者がこの内規若しくはこの内規に基づく定めに違反した場合又は統括本部長が特に必要と認める場合は、当該利用者の学認サービスの利用を一定期間制限し、又は停止することができる。

- 2 統括本部長は、前項により学認サービスの利用を停止したときは、統括本部会議に報告しなければならない。

(個人情報の管理)

第 9 条 統括本部長は、学認サービスの実施において個人情報及び機密情報が扱われる場合には、名古屋大学個人情報保護規程（平成 16 年度規程第 313 号）及び名古屋大学個人情報保護規程施行細則（平成 17 年度細則第 11 号）の定めるところにより、適切に管理しなければならない。

(経費の負担)

第 10 条 学認サービスを利用するために必要な経費が定められた場合は，利用者はこれを負担しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この内規に定めるもののほか，学認サービスの利用に関し必要な事項は，統括本部会議の議を経て，別に定める。

附 則

この内規は，平成 31 年 4 月 24 日から施行する。